

議案第76号

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方税法の改正に伴い、世田谷区が徴収する使用料等に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例（昭和52年7月世田谷区条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。